

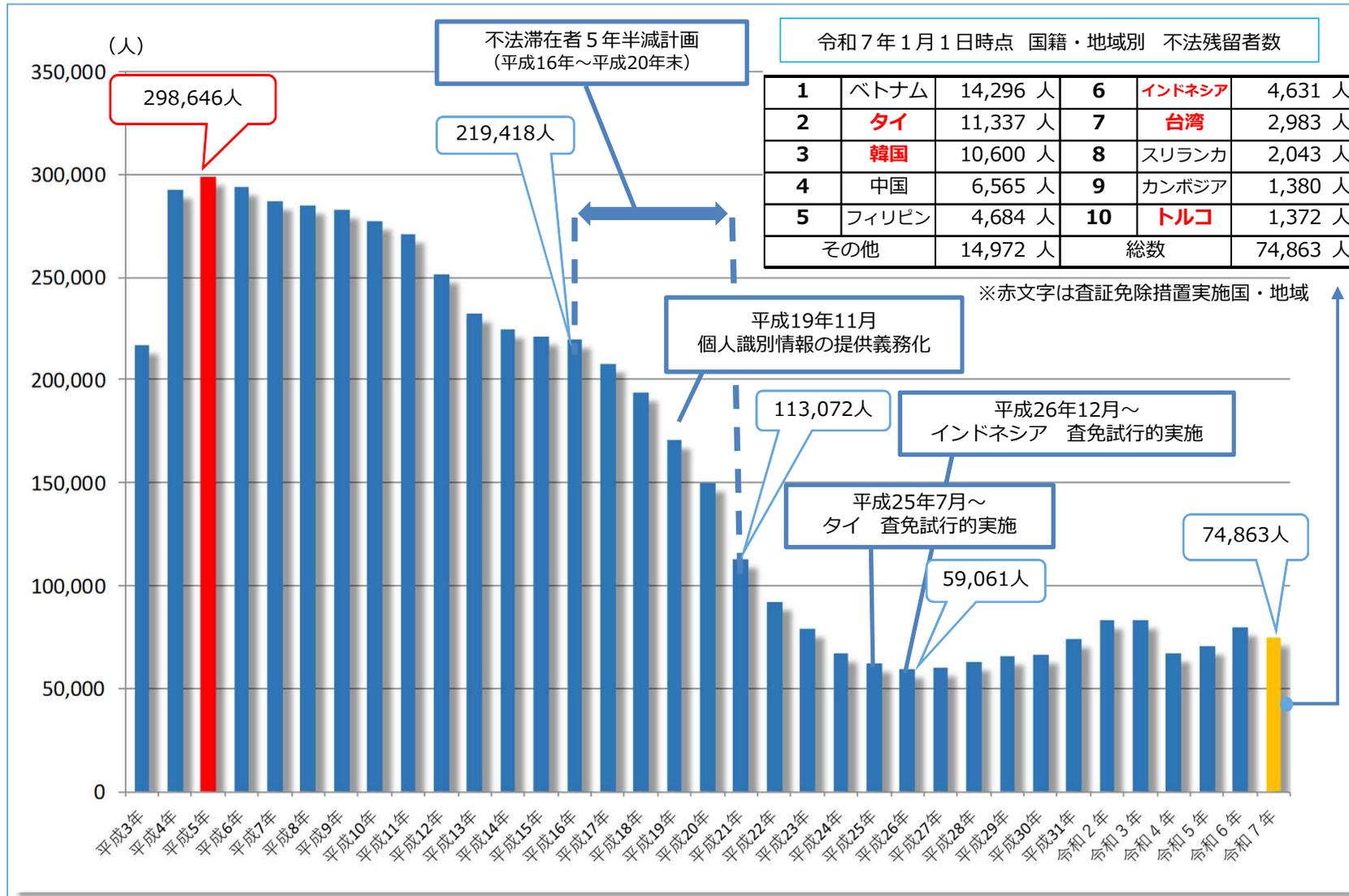
出入国在留管理政策懇談会資料

第5回会合 (退去強制業務について)



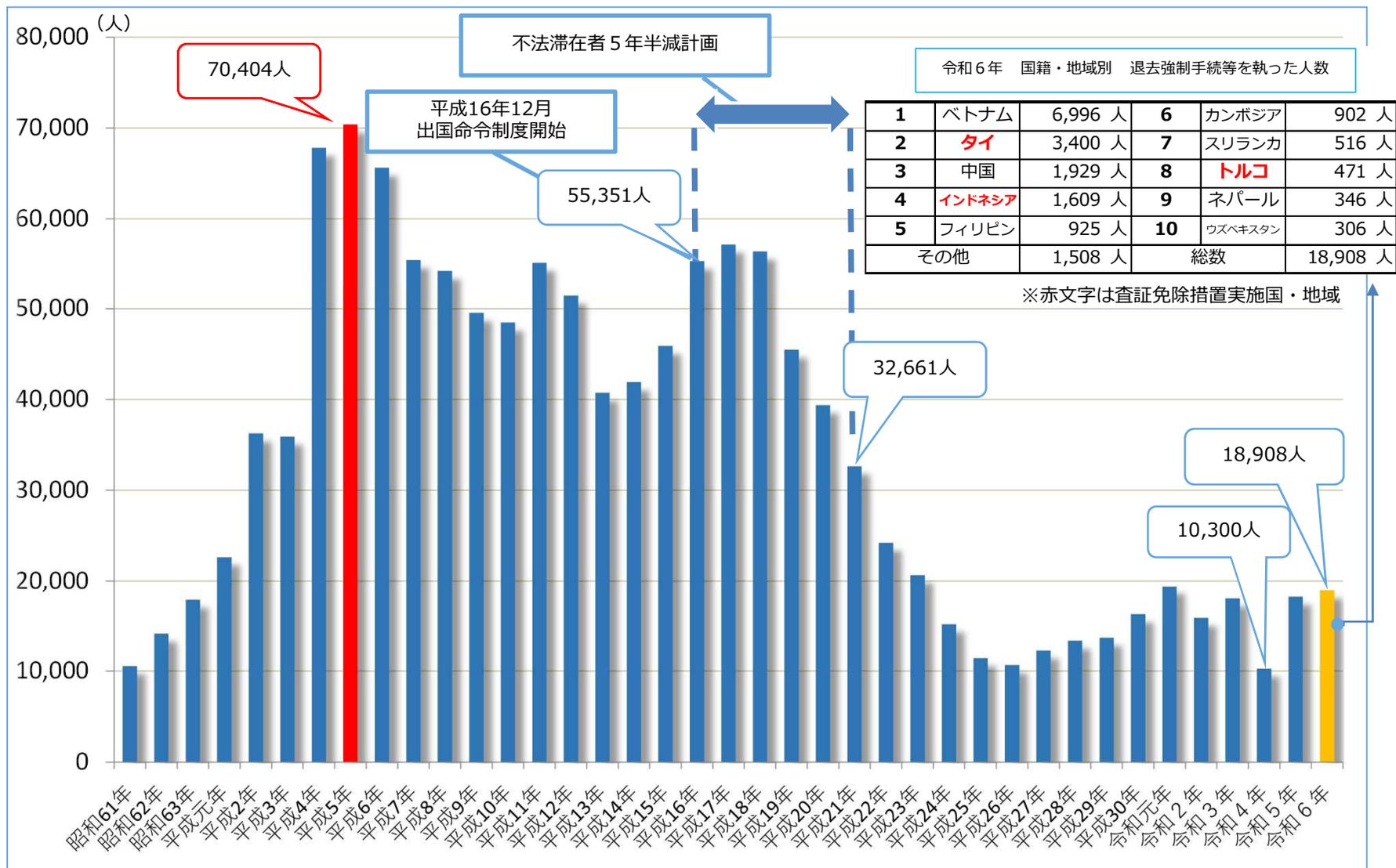
令和7年7月17日
出入国在留管理庁

不法残留者数の推移



※ 平成3年～平成8年は5月1日現在、平成9年以降は1月1日現在の電算統計に基づく推計

退去強制手続等を執った者の推移

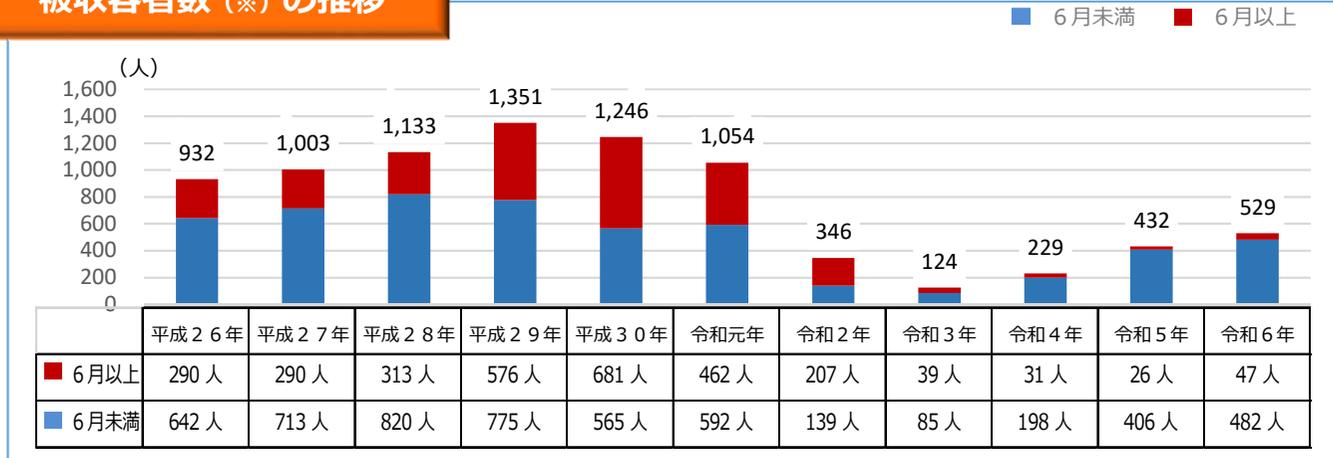


※ 退去強制手続等を執った者とは、退去強制手続又は出国命令手続を執った外国人

被収容者数、被退令仮放免者数の推移及び被退令監理者数

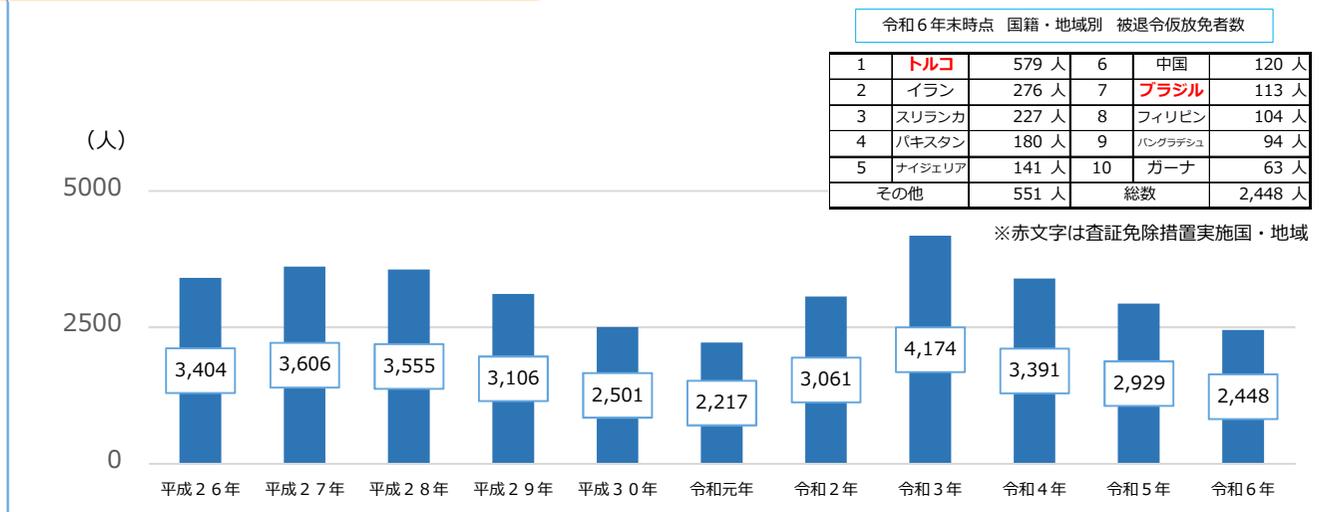


被収容者数 (※) の推移



※1 各年末の人数
※2 収容令書による収容と退去強制令書による収容の総数

被退令仮放免者数の推移



順位	国籍・地域別	人数	順位	国籍・地域別	人数
1	トルコ	579人	6	中国	120人
2	イラン	276人	7	ブラジル	113人
3	スリランカ	227人	8	フィリピン	104人
4	パキスタン	180人	9	バングラデシュ	94人
5	ナイジェリア	141人	10	ガーナ	63人
	その他	551人		総数	2,448人

※赤字は査証免除措置実施国・地域

※各年末の人数

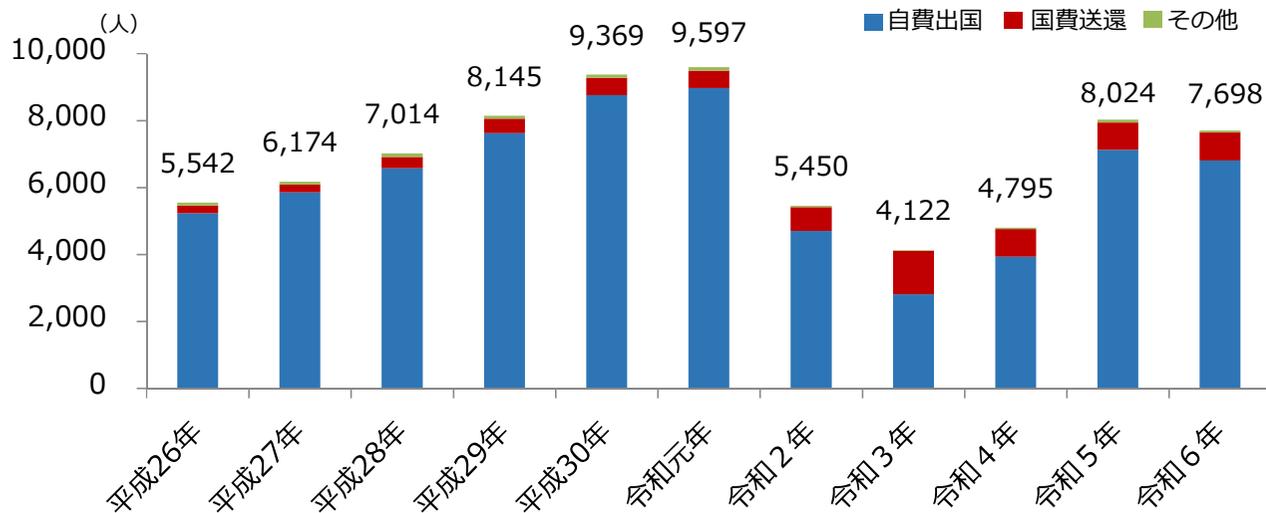
被退令監理者数

国籍・地域別	令和6年末時点
総数	213人
ブラジル	37人
スリランカ	23人
トルコ	21人
イラン	19人
フィリピン	17人
中国	14人
パキスタン	9人
バレー	9人
タイ	8人
ウガンダ	7人
ナイジェリア	7人
ベトナム	7人
その他	35人

※1 監理措置は令和6年6月10日から施行。
※2 赤字は査証免除措置実施国・地域

被送還者数・出国命令書交付件数の推移

被送還者数



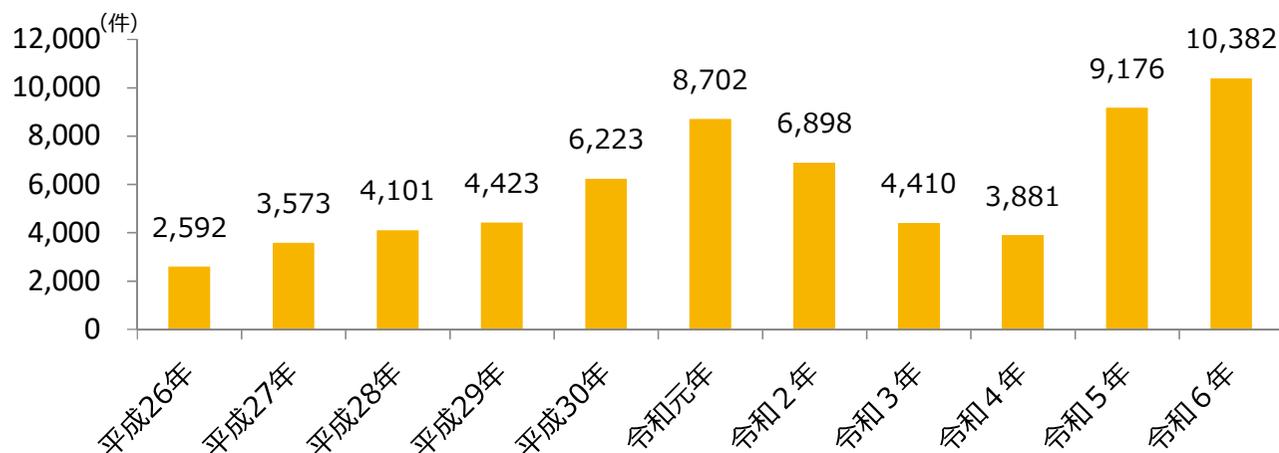
令和6年 国籍・地域別 被送還者数

1	ベトナム	3,123 人	6	フィリピン	351 人
2	タイ	912 人	7	スリランカ	283 人
3	中国	826 人	8	ネパール	174 人
4	インドネシア	628 人	9	トルコ	167 人
5	カンボジア	368 人	10	ウズベキスタン	164 人
その他		702 人	総数	7,698 人	

※1 「その他」は、
 ・ 入管法第59条による送還をした者
 ・ 国際受刑者移送法に基づき出国したものであって、
 出国時に退去強制令書の発付を受けていた者
 ・ 被收容者の本国政府等の費用負担による送還をした者
 の数値である。

※2 赤文字は査証免除措置実施国・地域

出国命令書交付件数



令和6年 国籍・地域別 出国命令書交付件数 ※ 速報値

1	ベトナム	3,968 件	6	フィリピン	423 件
2	タイ	2,462 件	7	スリランカ	233 件
3	中国	1,014 件	8	ネパール	177 件
4	インドネシア	983 件	9	トルコ	145 件
5	カンボジア	517 件	10	ウズベキスタン	109 件
その他		351 件	総数	10,382 件	

※ 赤文字は査証免除措置実施国・地域

※令和6年の出国命令書交付件数は速報値

概要

退去強制されることが決定した者の中には、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者もいる。

これらの者のうち、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、国際移住機関（I O M）駐日事務所の協力を得て、2013年度から自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。本プログラムは、帰国後の就業支援や医療機会の提供等の社会復帰支援を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、被送還者の尊厳のある自主的な帰国を促すものである。

これまで、複数の家族や個人が本プログラムの適用を受けてアジアを始めアフリカや南米等に帰国しており、帰国後はそれぞれの現地のI O M事務所による生活・就労・就学支援等が行われている。

引き続きI O Mと協力して本プログラムを実施し、被送還者の自主的な帰国及び本国での社会復帰を促進することとしている。

I O M自主的帰国及び社会復帰支援プログラムによる帰国者の推移

(人)

実施年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
帰国者数	4	7	7	21	9	15	19	32	15	24	28	19	200

保護すべき者を確実に保護

R5.12.1

1 「補完的保護対象者」認定制度

- 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）
- 安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

R6.6.10

2 在留特別許可制度の適正化

- 申請手続の創設
- 考慮事情を明示
- 不許可の理由を告知する規定の整備
- 在留特別許可と難民認定手続を分離

R5.12.1

3 難民認定制度の運用の見直し

[衆議院における修正事項]

- 面接における申請者の心情等への適切な配慮
- 難民の出身国情報の充実
- 難民調査官の調査能力の向上

[法改正事項ではない事項]

- 難民該当性に関する規範的要素の明確化

R6.6.10

R5.11.1

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請 などに関する所要の改正

送還忌避問題の解決

R6.6.10

1 送還停止効の例外規定

- 現行法上、難民認定申請中は、何れでも、一律に送還が停止する（=送還停止効）ところ、その例外規定を創設
 - ・ 3回目以降の申請者
 - ・ 3年以上の実刑前科者
 - ・ テロリスト等
- 3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

2 罰則付きの退去等命令制度

- 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す
- ・ 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
 - ・ 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3 自発的な帰国を促すための措置

摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（5年→1年）

收容を巡る諸問題の解決

R6.6.10

1 收容に代わる監理措置

- 監理人の監理の下で收容しないで退去強制手続を進める措置の創設
- 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、收容により本人が受ける不利益も考慮し、收容か監理措置かを判断
- 本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）
- 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付
- 被收容者につき、3か月ごとに收容の要否を必要性的に見直す

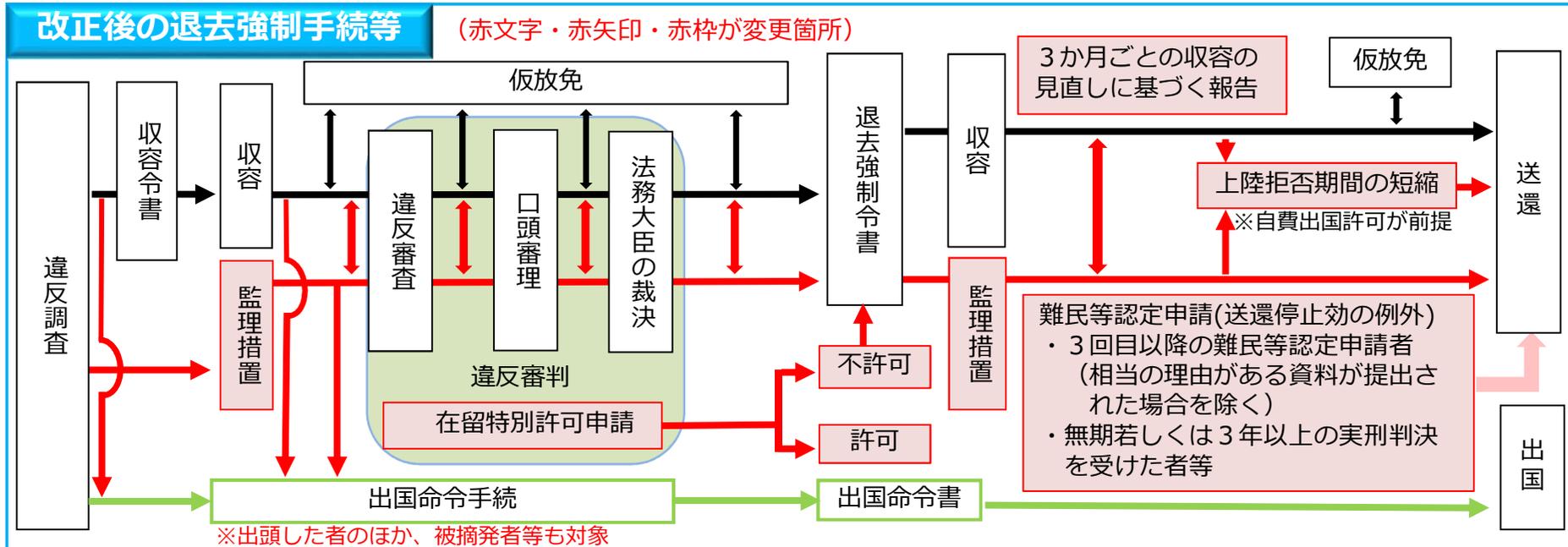
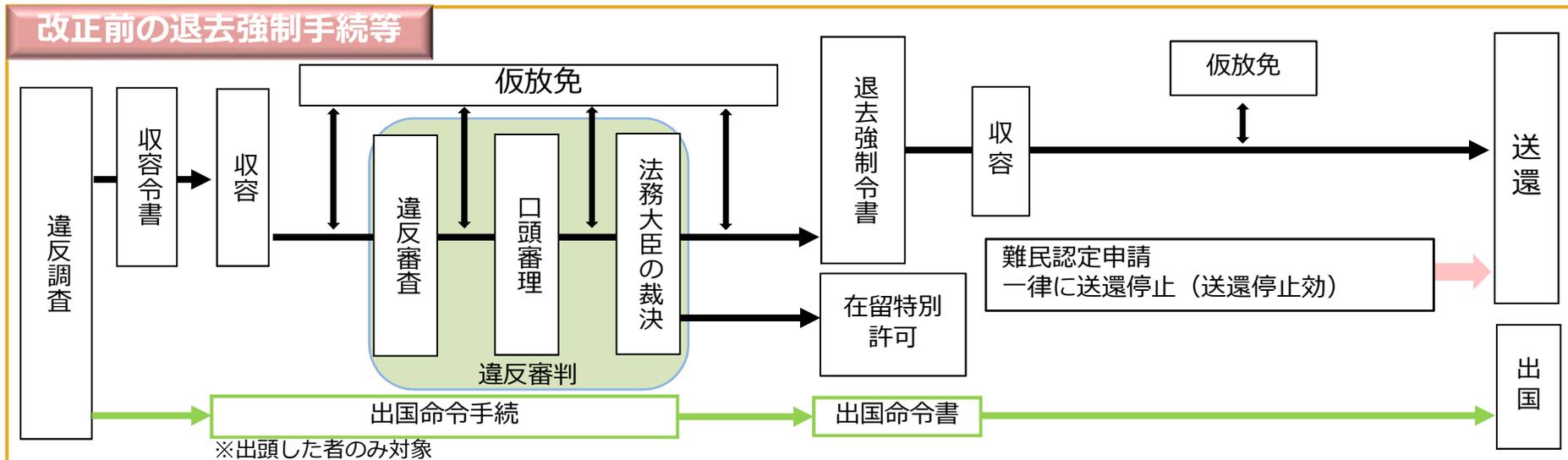
2 仮放免の在り方の見直し

- 健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

3 適正な処遇の実施

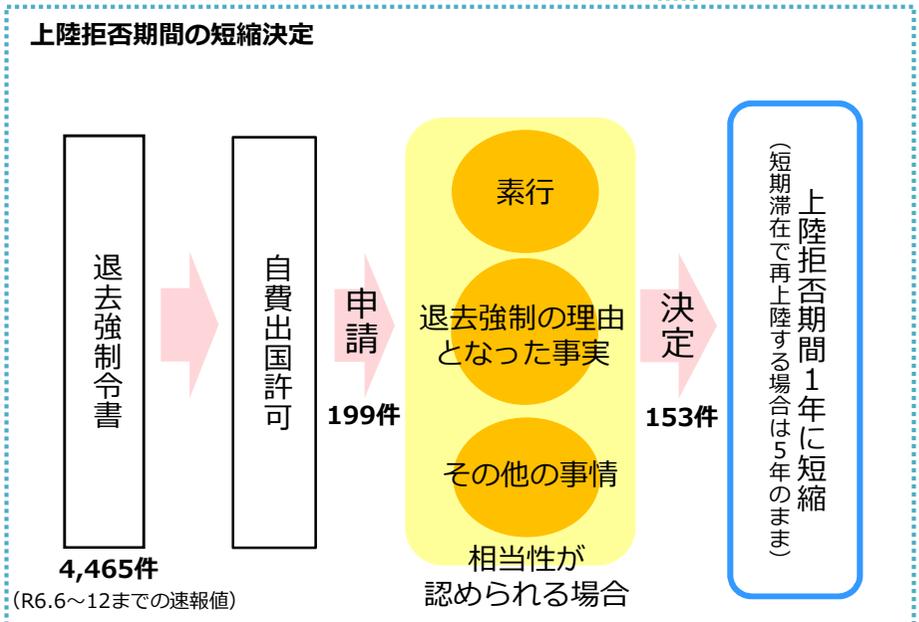
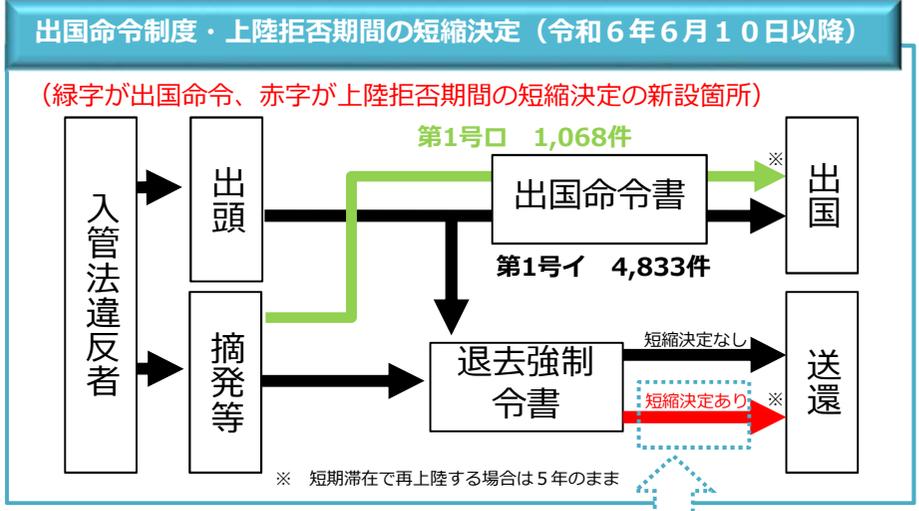
- 常勤医師の兼業禁止を緩和
- 強制治療に関する規定（拒食対策）
- 制止要件の明記
- 3か月ごとの健康診断
- 職員への人権研修の実施 など

令和5年改正入管法改正前後の退去強制手続等



令和5年改正入管法の運用状況①

自発的な帰国を促す措置													
改正前	<ul style="list-style-type: none"> 上陸拒否期間 強制送還：原則5年 ⇔ 出国命令：1年 出国命令は、出頭した者のみ ⇒ 被摘発者等は短縮されない 												
改正後の内容	<ul style="list-style-type: none"> 被摘発者等も出国命令の対象に追加（※） 自費出国（強制送還）の場合も上陸拒否期間を短縮可（※）（5年→1年）とする <p>※ 短期滞在で再上陸する場合は5年のまま</p>												
運用状況	<p>○出国命令制度</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">出国命令書の交付件数</td> <td rowspan="2"> 24条の3第1号イ 4,833件 (出頭した者のみ) (新設) 24条の3第1号ロ 1,068件 (被摘発者等) </td> </tr> <tr> <td>R5.6~12</td> <td>R6.6~12</td> </tr> <tr> <td>5,799件</td> <td>5,901件</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値</p>	出国命令書の交付件数		24条の3第1号イ 4,833件 (出頭した者のみ) (新設) 24条の3第1号ロ 1,068件 (被摘発者等)	R5.6~12	R6.6~12	5,799件	5,901件					
	出国命令書の交付件数		24条の3第1号イ 4,833件 (出頭した者のみ) (新設) 24条の3第1号ロ 1,068件 (被摘発者等)										
R5.6~12	R6.6~12												
5,799件	5,901件												
	<p>○上陸拒否期間の短縮決定（新設）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">R6.6~12</td> </tr> <tr> <td>申請</td> <td>199件</td> </tr> <tr> <td>決定</td> <td>153件</td> </tr> <tr> <td>非決定</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td>終止</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>未処理</td> <td>4件</td> </tr> </table> <p>※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値</p>	R6.6~12		申請	199件	決定	153件	非決定	41件	終止	1件	未処理	4件
R6.6~12													
申請	199件												
決定	153件												
非決定	41件												
終止	1件												
未処理	4件												



令和5年改正入管法の運用状況②

監理措置の創設・仮放免の見直し

- | | |
|--------|---|
| 改正前 | <ul style="list-style-type: none"> 収容が原則であり、被収容者の収容を解く手段は仮放免しかなく、実務上、仮放免を柔軟に活用 仮放免は、逃亡を防止する手段が十分でなく、多数の逃亡事案が発生 「送還可能のとき」まで収容することとされており、送還忌避者は収容が長期化 |
| 改正後の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 監理人の監理の下で、逃亡を防止しつつ、収容しないで退去強制手続を進める「監理措置」を創設 仮放免を許可すべき場合を限定し、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により、収容を一時的に解除する制度とした 長期収容を防止する観点から、3か月ごとに収容の要否を見直し、出入国在留管理庁長官においても、その判断の適正を確認する仕組みを導入 |

○監理措置・仮放免

R5.6～12

・退去強制令書発付前

仮放免許可 719件

・退去強制令書発付後

仮放免許可 891件

R6.6～12

・退去強制令書発付前

監理措置決定 647件

仮放免許可 42件

・退去強制令書発付後

監理措置決定 476件

仮放免許可 85件

※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値

運用状況 ※ 監理人として選定された者は、9割以上が被監理者の親族・知人となっており、そのほかには、元雇用主、弁護士、行政書士、支援者などとなっている

※ 令和6年末現在、監理措置決定を受けた者で所在不明になっている者はいない

※ 退去強制令書発付前の被監理者であれば、生計の維持に必要な範囲内で就労を認められることがある(令和6年末までに6件の申請があり、そのうち2件が許可されている)

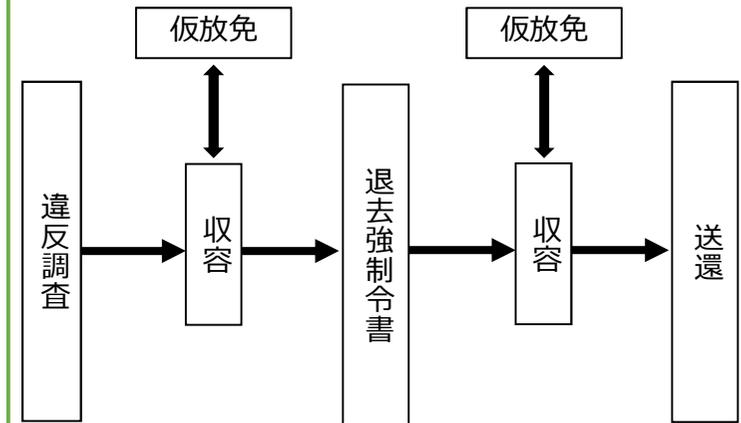
○3か月ごとの収容の見直しに基づく報告

・報告を受けた件数 128件

・監理措置決定をすべきことを命じた件数 10件

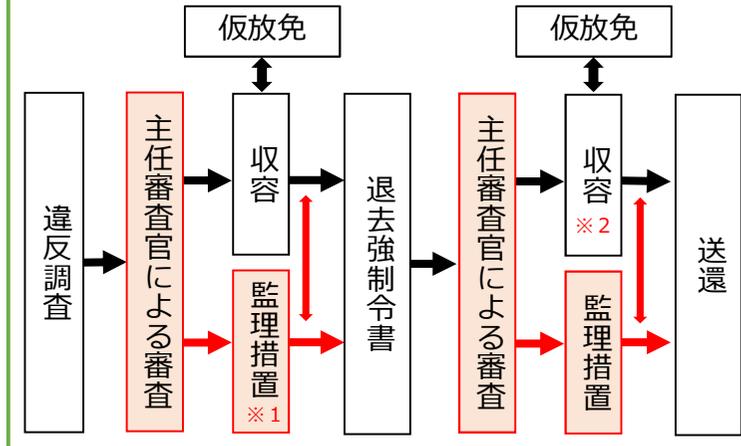
※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値

退去強制手続（令和6年6月9日まで）



退去強制手続（令和6年6月10日以降）

(赤矢印・赤枠が変更箇所)



※1 退去強制令書発付前であれば、申請により、就労を認められることがある

※2 退去強制令書発付後は、3か月ごとに収容の要否を見直す

令和5年改正入管法の運用状況③

在留特別許可の適正化

改正前

- ・法務大臣が広範な裁量により判断し、本人の申請手続なし
⇒ 判断過程・理由につき、透明性の確保が必要
- ・違反審判手続（三審制）の最終段階で判断
- ・難民認定手続においても在留特別許可の判断を行う
⇒ 違反事実それ自体に争いがない場合であっても、違反審査手続（三審制）の最終段階である法務大臣への異議の申出を経なければ、在留特別許可の判断がされなかった
在留特別許可を目的とする難民認定申請を誘発

改正後の内容

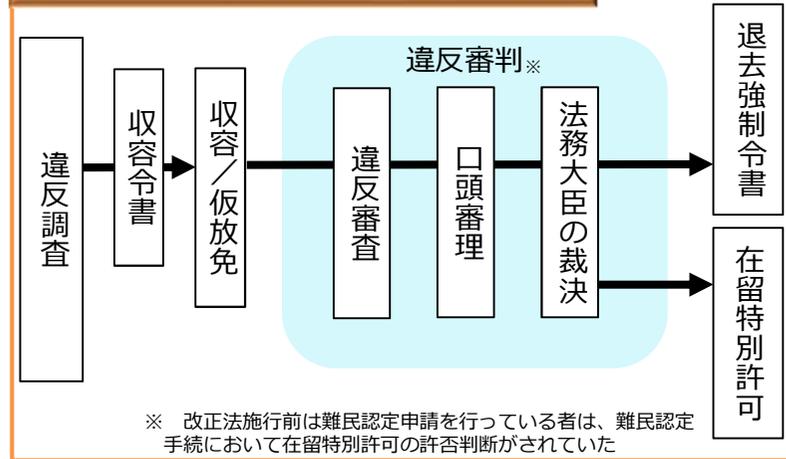
- ・申請手続を創設
⇒ 在留特別許可の申請は、收容令書による收容又は監理措置決定を受けてから、退去強制令書が発付されるまでの間にすることができる
- ・考慮事情を明確化
- ・不許可の場合には理由を告知
- ・在留特別許可と難民認定手続を分離
- ・在留特別許可の申請があった場合には、法務大臣への異議の申出を経ることなく、違反事実が確定した段階で、在留特別許可の判断がされる

運用状況

	(参考) R5.6~12		R6.6~12
異議申出	1,484件	申請	2,016件
許可	692件	許可	463件
退令発付	730件	不許可	371件
終 止	124件	終 止	46件
未 処 理	1,036件	未 処 理	1,136件

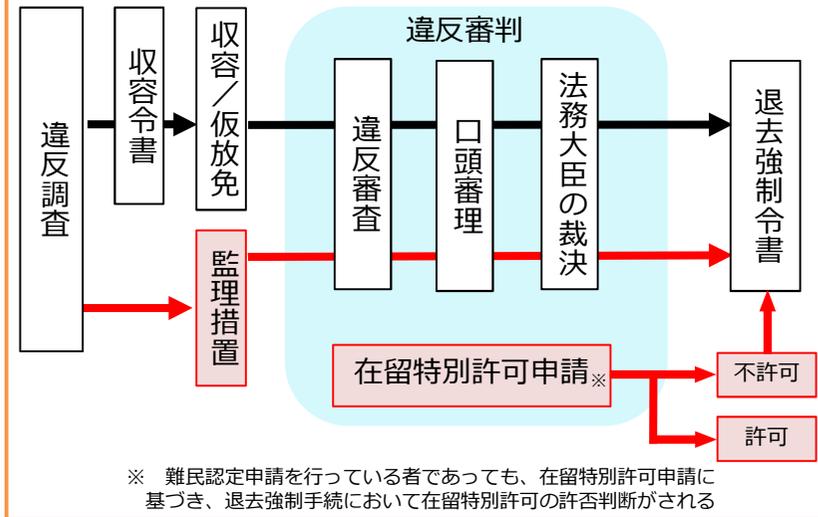
※ 施行日であるR6.6.10以降の速報値

退去強制手続（令和6年6月9日まで）



退去強制手続（令和6年6月10日以降）

(赤矢印・赤枠が変更箇所)



令和5年改正入管法の運用状況④

	送還停止効の例外規定	退去の命令制度																		
改正前	難民認定申請中は一律に送還停止 ⇒ 難民認定申請をすれば、申請の回数や理由等を問わず、殺人等の重大犯罪を犯した者やテロリスト等でも退去させることができない	以下の者に退去を強制する手段がない ① 退去を拒む自国民を受け取らない国の者 ② 航空機内で暴れるなどの送還妨害行為に及び、搭乗拒否となる者																		
改正後の内容	以下の者につき 例外規定を創設 ① 3回目以降の難民等認定申請者 (難民等と認定すべき「相当の理由のある資料」を提出した者を除く) ② 3年以上の実刑前科者 ③ テロリスト等	退去を義務付ける罰則付きの命令制度を創設 ※ 対象は上記①②に限られ、送還忌避者全般に適用されるものでない																		
運用状況	送還停止効の例外を適用して送還した人数 19人 (内訳) ・3回目以降の難民等認定申請者(注) 17人 ・無期若しくは3年以上の実刑判決等 2人 (注)「相当の理由のある資料」を提出したため送還計画を中止した者は1人であった (参考) 被送還者数(送還手法別) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>8,024</td> <td>7,698 (4,371)</td> </tr> <tr> <td>自費出国</td> <td>7,127</td> <td>6,808 (3,837)</td> </tr> <tr> <td>国費送還 (護送官なし)</td> <td>695</td> <td>581 (345)</td> </tr> <tr> <td>国費送還 (護送官あり)</td> <td>119</td> <td>249 (155)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>83</td> <td>60 (34)</td> </tr> </tbody> </table> ※ 括弧内は、施行日であるR6.6.10以降の数値		令和5年	令和6年	総数	8,024	7,698 (4,371)	自費出国	7,127	6,808 (3,837)	国費送還 (護送官なし)	695	581 (345)	国費送還 (護送官あり)	119	249 (155)	その他	83	60 (34)	令和6年の実績はない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 送還と難民認定手続との関係 (令和6年6月9日まで) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 送還と難民認定手続との関係 (令和6年6月10日以降) </div>
	令和5年	令和6年																		
総数	8,024	7,698 (4,371)																		
自費出国	7,127	6,808 (3,837)																		
国費送還 (護送官なし)	695	581 (345)																		
国費送還 (護送官あり)	119	249 (155)																		
その他	83	60 (34)																		

法改正によって明記された主な事項

被収容者の処遇をより一層適正化するため、令和5年改正入管法において被収容者の権利・義務に関する事項を法律で明記するとともに省令で定めていた処遇に関する規定を法律に定めた。

- 活動の援助（法55条の5）
- 研修及び訓練（法55条の16）
- 収容開始時の告知（法55条の18）
- 指名医による診療（法55条の43）
- 宗教上の行為（法55条の6）
- 医師等職員の国家公務員等の特例（法55条の17）
- 診療等（法55条の42）
- 不服申立て（法55条の68～81）

処遇環境改善のための整備

◆ 活動の援助

- 弁護士会を通じて実施される無料法律相談会の開催
- 公的機関の連絡先の教示
- 備え付け書籍の設置
→多言語にわたる書籍を配備するため、引き続き書籍の拡充に努めている
- 運動器具・遊具の貸与

◆ 居室の洋室化

- 被収容者の生活様式を考慮し、一部の収容施設について居室の洋室化工事を実施
- ＜直近の工事实績＞
 - ・令和6年
東日本入国管理センター
大村入国管理センター
東京出入国在留管理局

◆ 研修・訓練の拡充

- 人権に関する研修を始め、医療知識や適正な有形力の行使に関する研修・訓練を実施
- ＜訓練・研修例＞
 - ・人権研修
 - ・救急救命訓練
 - ・応急手当及びAED使用訓練
 - ・薬剤交付研修
 - ・有形力行使に関する指揮官研修
 - ・体力向上訓練

被収容者に対する医療

名古屋入管における被収容者死亡事案に係る調査報告書で示された改善策及び医師、弁護士等からなる外部有識者会議によって取りまとめられた「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」を踏まえ、新規入所者全員に対する健康診断の実施や、救急対応マニュアルの策定、常勤医師の確保等の医療体制の強化に取り組むとともに、着実な取組の推進を図るため、医療体制強化の進捗状況について、外部有識者による定期的かつ継続的な検証を行っている。

さらに、令和5年改正入管法により、3月に1回健康診断を受けさせることや被収容者が指名した医師の受診を認めることができる規定を設け、医療体制の充実を図っている。

医師の積極的な採用活動

収容場を常時開設している6官署においては、医療体制の強化を図るため、常勤医師の定員枠を増やしたが、入管医療自体の知名度が低く、採用に難航している状況にある。

そこで、令和5年改正入管法において、医師の兼業規定の緩和を定めたほか、医師の採用促進のため、イベントでのリーフレット配付や、入管庁の医師がどのような業務を行っているかを紹介するビデオを作成し、動画アップロードサイトに掲載したほか、大学病院等関係機関への働き掛けなど積極的な採用活動を行っている。

また、入管庁内において、医師確保対策WGを立ち上げ、常勤医師の効果的な採用活動について検討を行っている。



リーフレット



医師業務紹介ビデオ

令和7年5月23日（金）

（前略）

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」について申し上げます。
出入国在留管理庁では、これまでも、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理を目指してまいりました。

しかしながら、昨今、ルールを守らない外国人に係る報道がなされるなど国民の皆様方の中で不安が高まっている状況があります。そうした状況を受け、そのような外国人への対応が強く求められるということを認識しています。そこで、私から本年3月、神田大臣政務官に対して、誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返している者を含め、ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるための対応策をまとめるよう、指示したところです。

議論の結果として、こちらのパネル・資料にもありますように、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の3つの段階に分けて、各段階における具体的な対応策を「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」としてまとめたところです。

（中略）

私としては、在留管理・難民審査の厳格化・迅速化について、今後も、出入国在留管理庁に適時・的確に指示し、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、ルールを守らない外国人に対しては厳格な対応を徹底してまいります。そのことで国民の皆様方の安全・安心を守りつつ、外国人と安心して暮らせる共生社会の実現に全力を尽くしてまいりたいと考えています。

（後略）

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、 不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する

入国管理

(1) 電子渡航認証制度(正式略称：JESTA(※))の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。

2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。

(※) Japan Electronic System for Travel Authorization

(2) 退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。

(※) 被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者

在留管理・難民審査

(3) 難民認定申請の審査の迅速化

誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてB案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。

法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。

(※) B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

(4) 出入国在留管理のDX

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討する。

JESTAの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。

出国・送還

(5) 護送官付き国費送還の促進

退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。

(6) 改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

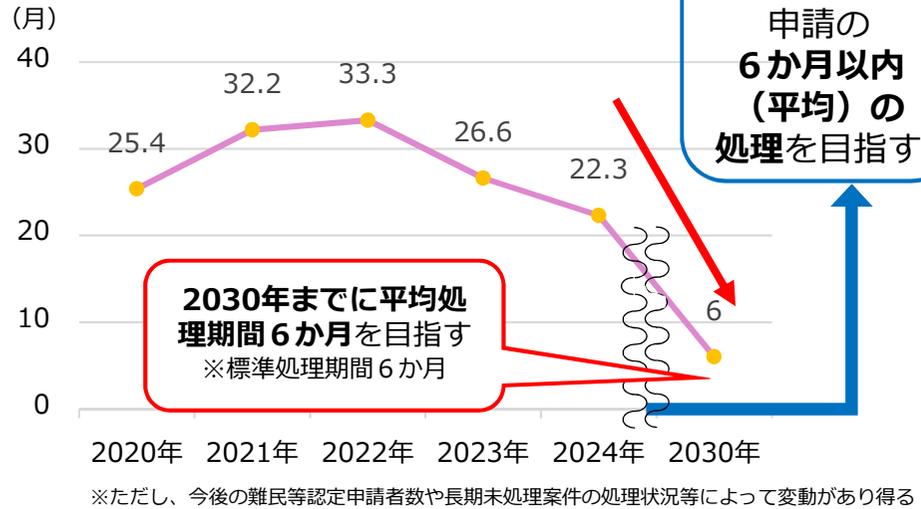
出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。

(7) 被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。
警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

不法滞在者ゼロプランによって期待される当面の効果（目標）

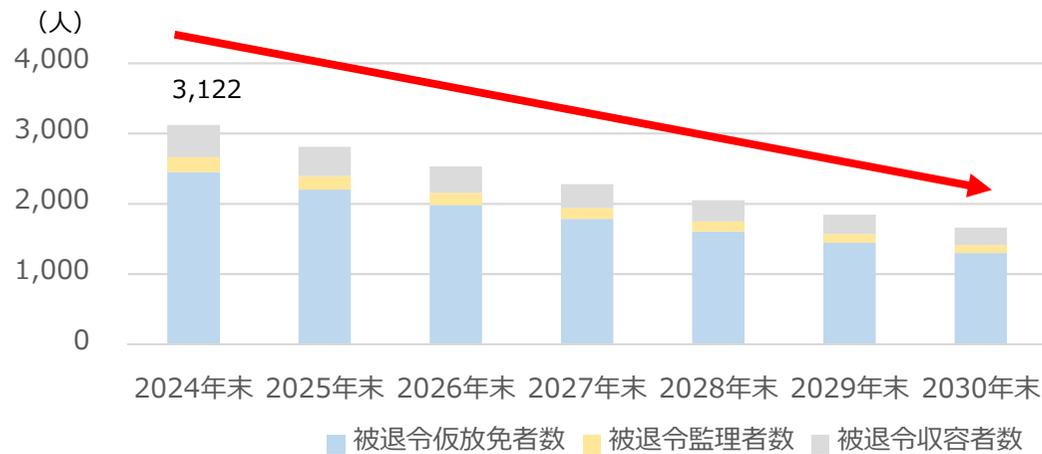
難民認定申請の平均処理期間



護送官付き国費送還



退去強制が確定した外国人数



今後の難民認定申請の審査迅速化により増加が見込まれるものの2030年末までに半減を目指す

不法滞在者ゼロの日本へ

<不法滞在者ゼロプラン関連>

- ✓ **退去強制が確定した外国人が多い国に対する働きかけ【P15(2)】**
 - ・ 申し入れるべき「不法滞在者の発生を防止するための取組」のアイデア
 - ・ 自国民の送還に非協力的な国に対し、協力を得るために効果的な取組
- ✓ **護送官付き国費送還の促進【P15(5)】**
 - ・ 暴れる、大声を出すなどして搭乗拒否される事例への対応策
 - ・ 護送官付き国費送還の実施に非協力的な航空会社への対応
- ✓ **被仮放免者の不法就労防止【P15(7)】**
 - ・ 仮放免者の不法就労等の条件違反を抑止するための動静監視の手法

<その他>

- ✓ **入国警備官の採用**
 - ・ 効果的な広報活動、業務内容の周知について
- ✓ **医師の採用活動に係る効果的な取組**